報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省行政相談センター きくみみ沖縄

令和 4 年 6 月 10 日
沖縄行政評価事務所

ハローワークへの求職の申込みにより支給が停止される年金の支給再開手続に係る周知等について

― 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、浦添年金事務所及び沖縄労働局にあっせん ―

総務省沖縄行政評価事務所（所長:神里豊）は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政苦情救済推進会議(*)（座長:宮國英男弁護士）に諮りました。

当事務所では、同会議の意見等を踏まえ、令和 4 年 6 月 10 日、浦添年金事務所及び沖縄労働局にあっせんしました。

行政相談の要旨

私は、令和 2 年 9 月 30 日に離職（自己都合退職）し、その後、特別支給の老齢厚生年金（以下「特別厚生年金」という。）(注 1)の受給申請を行い、同年 11 月分から受給した。

その後、令和 2 年 12 月 14 日に公共職業安定所へ求職の申込みを行い、失業給付（雇用保険の基本手当）を申請した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る県独自の緊急事態宣言が発令（令和 3 年 1 月 20 日から 2 月 28 日まで）され、私は健康上の不安を感じたことから、同年 2 月 16 日に公共職業安定所に対して求職活動を行わない旨の申立てを行い、失業保険の要件である労働の意思・能力が無いとする「雇用保険法第4条第 3 項不該当処分」（以下「4 条不該当処分」という。）(注 2)を受けた（この間、失業給付は受給していない。）。また、同じ日に浦添年金事務所に対して年金の支給再開の手続を行い、求職活動をした期間に支給停止された年金をすぐに支給するよう依頼した。しかし、同事務所から「失業給付の給付制限期間により停止された年金（令和 3 年 1 月分～3 月分）の精算は、失業給付の受給期間満了日（令和 3 年 9 月 30 日）以降になる」と言われた。

年金は、生活の安定を保障するためにあると思うので、すぐに支給してほしい。

（注 1） 特別厚生年金は、平成 6 年及び同 12 年の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）改正により、定額部分と報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢が、受給権者の生年月日に応じて段階的に 60 歳から 65 歳へ引き上げられたことに伴い、その経過措置として一定の受給資格要件を満たした 65 歳未満の者に支給されている老齢厚生年金をいう。

2 「4条不該当処分」については、「制度の概要」を参照

制度の概要

○ 失業給付は、被保険者であった者が原則、離職日以前の 2 年間に通算して 12 か月以上の被保険者期間を有する状態で離職した場合で、かつ、労働の意思及び能力を有し、求職活動をしてい

るにもかかわらず、職業に就くことができない場合に支給されるものである（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 15 条第 1 項）。

○　特別厚生年金の受給権者が公共職業安定所に求職の申込みをしたときは、実際に失業給付を受けたか否かに関係なく、当該申込みのあった月の翌月から、①失業給付の受給期間が経過したとき（原則、離職した日の翌日から 1 年間）、②雇用保険法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数に相当する日数分の失業給付の支給を受け終わったときのいずれかに該当するに至った月までの各月において、年金支給を停止する（併給調整）とされている（厚年法附則第 7 条の 4 第 1 項、第 11 条の 5）。

ただし、求職の申込みのあった月の翌月から上記の①、②のいずれかに該当するに至った月までの各月において、「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」及び「これに準ずる日として政令で定める日」が 1 日もない月は、年金の支給停止は行われない（当該月分の年金は支給される）とされている（厚年法附則第 7 条の 4 第 2 項第 1 号）。

失業給付が支給されない待期期間及び給付制限期間(注)は、「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」に準ずる日として取り扱われる（厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）第 6 条の 4 第 1 項）ことから、これら期間を含む月分の特別厚生年金は原則として支給停止となるが、下記の事後精算の仕組みにより、例外的に支給される場合がある。

（注）「待期期間」とは、受給資格決定日から失業状態にあった日が通算して 7 日間経過するまでの期間を指し、その間、失業給付を受けることはできない。また「給付制限期間」とは、「待期期間」とは別に離職事由等により失業給付を受給できない期間として定められた期間である。

なお、令和 2 年 10 月 1 日以降に会社を自己都合で退職した場合の給付制限期間は、原則として待期期間を満了した日の翌日から2か月間（同 2 年 9 月 30 日までに退職した場合は 3 か月間）とされている。

○　事後精算とは、上記①、②のいずれかに該当するに至った場合に、支給停止とされた月の数から失業給付の支給対象となった日数の合計を 30 で除して得た数を控除して得た数に相当する月数分の月については、遡って支給停止を解除するものである（厚年法附則第 7 条の 4 第 3 項）。

「事後精算の契機となる日」

ⅰ　失業給付の受給期間が経過したとき

ⅱ　所定給付日数分の失業給付を受け終わったとき

ⅲ　65 歳に到達した日の属する月の末日

ⅳ　死亡した日の属する月の末日

ⅴ　基本手当（失業給付）の受給期間中に再就職し、その後の離職による求職の申込みにより新たに基本手当（失業給付）の受給資格が発生したとき

○　4 条不該当処分は、求職者の失業給付を受ける権利を有したまま、今後、失業給付を支給しないとするものである。

公共職業安定所では、失業給付の受給資格がある求職者が、求職活動を行わない旨の申立てをした場合、雇用保険法第4条第3項に規定されている「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」に該当しないことから、4 条不該当処分(注)を行っている。

（注）　求職者が翻意して受給期間中に再度求職の申込みをした場合には、改めて公共職業所安定所において就職の意思、能力等を審査の上、受給期間内に失業給付を支給することが可能である。

当事務所の調査結果

① 浦添年金事務所における対応等

○ 「失業給付の支給を受けた日とみなされる日」に準ずる日として取り扱われる待期期間及び給付制限期間を含む月分の特別厚生年金は、事後精算によらなければ支給されず、当該期間に係る特別厚生年金の支給は、事後精算から 3 か月程度を要している。

このため、本件相談者のケースについては、待期期間及び給付制限期間中に支給が停止されていた年金は、失業給付の受給期間が経過する日（令和 3 年 9 月 30 日）以降に事後精算及び支給手続を経て同年 12 月頃に支給される。

○ 日本年金機構では、失業給付との併給調整及び失業給付の受給期間経過後の年金の受給開始は 3 か月程度後となることが記載された「老齢年金ガイド」を発行し、年金の受給申請者に配布しているほか、「雇用保険の給付を受けると年金が止まります！」（別添資料参照）を同機構のホームページに掲載し周知を図っている。浦添年金事務所においても、同ガイド等を用いて、年金の受給申請者への説明に努めている。

○ 併給調整の対象となる年金には、特別厚生年金及び繰り上げ支給の老齢厚生年金がある。これらのうち、特別厚生年金は、昭和 36 年 4 月 1 日以前（ただし、特別厚生年金の対象となる女性は昭和 41 年 4 月 1 日以前）に生まれた者が対象のため、2025 年度（特別厚生年金の対象となる女性は 2030 年度）に併給調整の対象者はいなくなる。

一方、繰り上げ支給の老齢厚生年金の受給者は、2025 年度以降も一定数発生し、失業給付との併給調整が行われる(注)ため、本件行政相談のように、支給が停止されていた年金の支給再開時期に起因する事案が今後も発生することが懸念される。

（注） 老齢厚生年金が併給調整を受ける一方で、老齢基礎年金は併給調整の対象とはならず、併給調整により老齢厚生年金の支給が止まっている間も老齢基礎年金は支給されるため、無収入ではない。

② 公共職業安定所における対応

公共職業安定所では、年金受給権者が求職の申込み及び失業給付の申請をした際、現在受給している特別厚生年金等との併給調整を受けることが記載された「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」等の関係資料を配布し、併給調整について説明している。このほか、年金アドバイザーを配置している公共職業安定所においては、雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談等を受けられる個別相談を週二日設けていることから、希望者は同相談を利用することが可能となっている。

また、失業給付の受給資格がある求職者が、求職活動を行わない旨の申立てをし、特別厚生年金の受給の意思表示をした場合、求職者に対して、失業給付を受給できなくなること及び失業の状態ではなくなることから、4 条不該当処分が行われることを説明している。

行政苦情救済推進会議の主な意見

○ 県外のハローワークでは、併給調整について紹介するチラシにおいて、待期期間及び給付制限期間中に停止された年金の支給時期について記載している例も見られることから、本県のハローワークにおいても取り入れるべきではないか。

○　収入が特別厚生年金のみの場合、事後精算されるとしても、給付制限期間の 3 か月分が 1 年もの間未支給であることは受忍限度を超えているのではないか。受給額が高い失業給付の受給をとりやめ求職活動をしない人（4 条不該当処分の該当者）に対しては、事後精算を待たず、直ちに支給しても問題ないのではないか。

○　特別厚生年金も失業給付も受給できない期間を解消するよう制度の運用改善、それに伴う関係法令等の改正を求めることはできないか。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ浦添年金事務所及び沖縄労働局にあっせん

浦添年金事務所は、次の措置を講ずる必要がある。

①　現行法制度上、失業給付の給付制限期間中に支給停止された年金を受給するためには事後精算が必要であり、事後精算を経ずに受給できるようにするためには関係法令の改正又は運用改善が必要である。このため、貴事務所は当該事項を改善要望検討事項として、日本年金機構本部を通じて厚生労働省に対して、特別厚生年金と失業給付のいずれも受給できず無収入となる期間が発生しないよう、法令改正又は運用改善による救済ができないか検討を要請すること。

②　特別厚生年金の受給権者が、年金受給開始後、公共職業安定所で求職の申し込みを行った場合、失業給付との併給調整により年金の支給が停止されることから、当該年金の受給申請を初めて行う際に、年金の再支給手続及び事後精算の仕組み等について資料を提供する等により、制度の周知に一層努めること。

③　併給調整を受けた特別厚生年金の受給権者が、公共職業安定所に 4 条不該当処分を申請する際、上記②に記載したような資料を配布するよう公共職業安定所に依頼する等により、制度の周知に一層努めること。

沖縄労働局は、次の措置を講ずることが望ましい。

①　公共職業安定所において、日本年金機構が発行する広報資料を配布及び備え付ける等により、特別厚生年金と失業給付の併給調整及び事後精算の仕組み等について、周知に協力するよう努めること。

②　4 条不該当処分を受けようとする者に対する上記①の広報資料の配布に併せて、未支給となった年金の支給の再開時期や再開の流れ等について、年金事務所又は一部の公共職業安定所において配置している年金アドバイザーから説明を受けることを助言するよう努めること。

（＊）　行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために開催しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

（行政苦情救済推進会議の構成員（令和 4 年 3 月 1 日現在。座長以外五十音順））

（座長）宮　國　英　男　弁護士（元沖縄弁護士会会長）

古波鮫　勝　美　沖縄行政相談委員協議会会長

田　端　一　雄　（一社）沖縄県経営者協会常務理事

仲宗根　京　子　NPO 法人消費者センター沖縄理事長

西　山　千　絵　琉球大学大学院法務研究科准教授

宮　城　　修　(株)琉球新報社論説委員長

【問合せ先】

担当:主任行政相談官　新井

行政相談官　仲西

電話:098-866-0145(代表)

日本年金機構
Japan Pension Service

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険の給付を受けると年金が止まります！

退職された方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、**年金の全額が支給停止**されます。【P.2 ～ P.3へ】

厚生年金保険に加入中の方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに**年金の一部が支給停止**されます。【P.4へ】

年金請求時に、雇用保険に関する届出をお願いします。
○年金請求書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
○雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー）を添付してください。

失業給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）や退職共済年金（以下、「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付※１を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

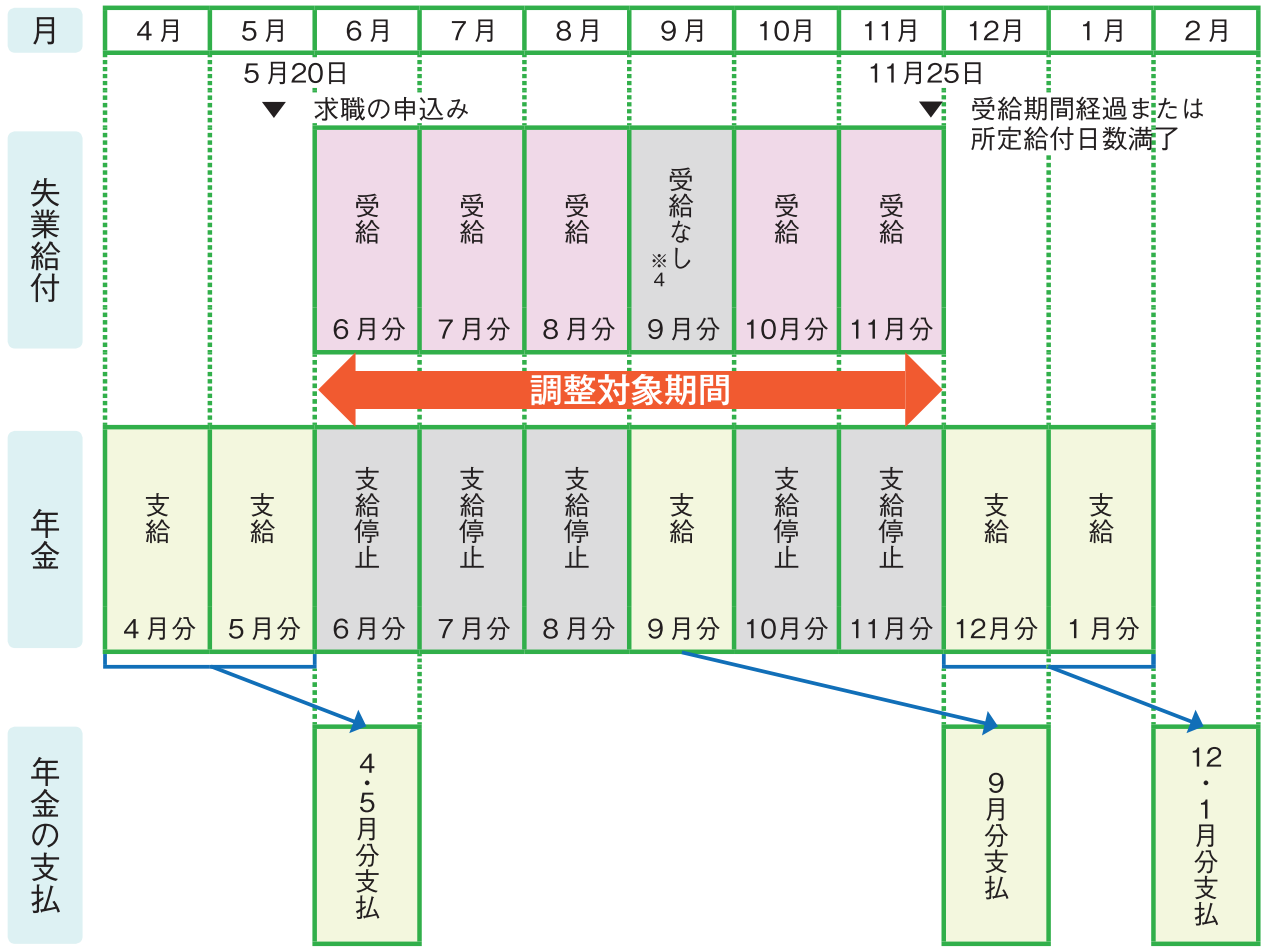
※１　失業給付…雇用保険法の基本手当（船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります）

調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（これを「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月※２または所定給付日数を受け終わった月※３までです。
ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかったときの、その月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約３カ月後となります。

※２　受給期間が経過した月……受給期間満了日の翌日が属する月
※３　所定給付日数を受け終わった月…最後の失業認定日が属する月

失業給付と年金との調整の例



※４　ハローワークで失業認定を受けなかったため、９月に失業給付を受給しなかった事例。

共済組合等が支給する老齢厚生年金については、支払時期が異なることがあります。

事後精算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日が１日でもある月は、年金の全額が支給停止されます。このため、失業給付を受けた日数の合計が同じであっても、月をまたいで失業給付を受けたかどうかの違いにより、年金が支給停止される月数が異なる場合があります。
この場合、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に調整が行われ、さかのぼって年金が支払われます。これを、「事後精算」といいます。

事後精算の仕組み

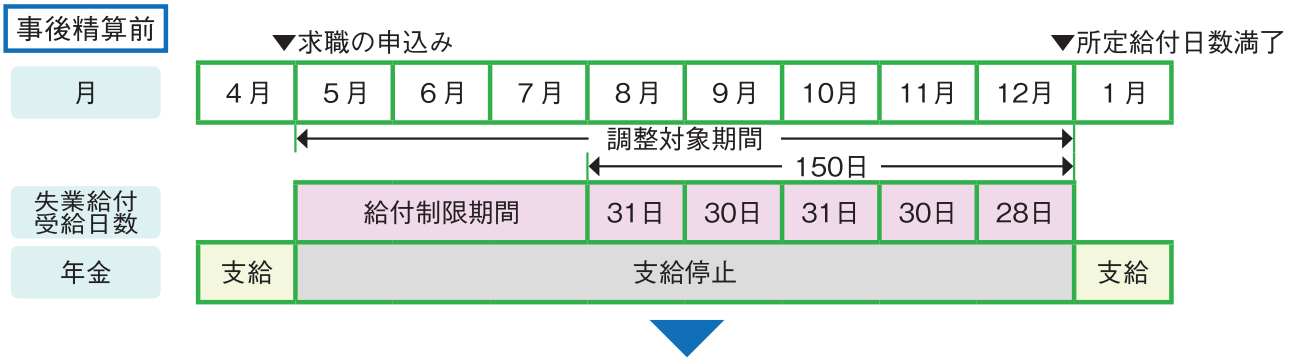
支給停止されていた年金のうち、お支払いできる月数（これを「支給停止解除月数」といいます）を次の式で計算します。支給停止解除月数が１カ月以上の場合、その月数分の年金がさかのぼって支払われます。

$$\text{支給停止解除月数}^{※5} = \text{年金停止月数} - \frac{\text{失業給付の支給対象となった日数}}{30\text{日}}$$

※５　失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に１未満の端数が生じる場合は、その端数を１に切り上げます。失業給付の支給対象となった日数には、待期期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含みません。

事後精算の例

〈年金が支給停止となる期間〉※給付制限期間３カ月、所定給付日数150日の場合

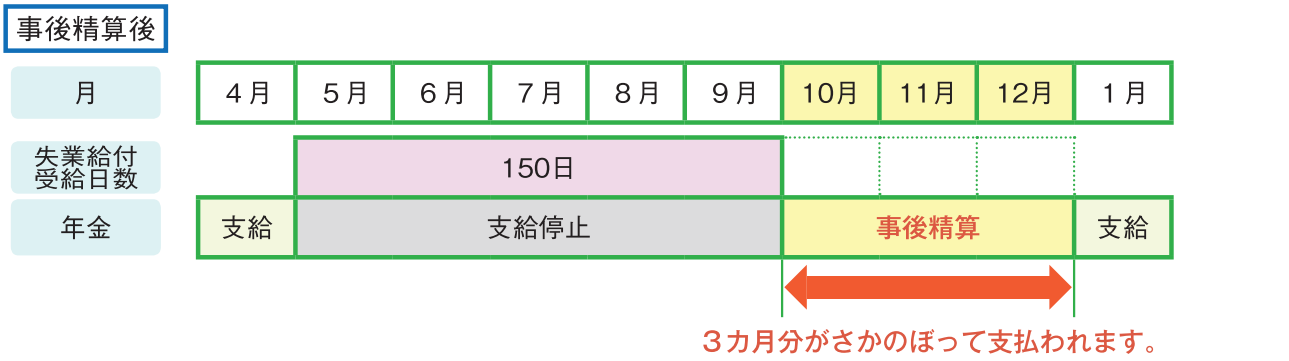


〈事後精算の方法〉

支給停止解除月数　＝　８カ月　－　$\frac{150\text{日}}{30\text{日}}$　　※給付制限期間は含みません。

＝　８カ月　－　５カ月　＝　３カ月

この場合、所定給付日数満了後に直近の支給停止月の３カ月分の支給停止が解除されます。



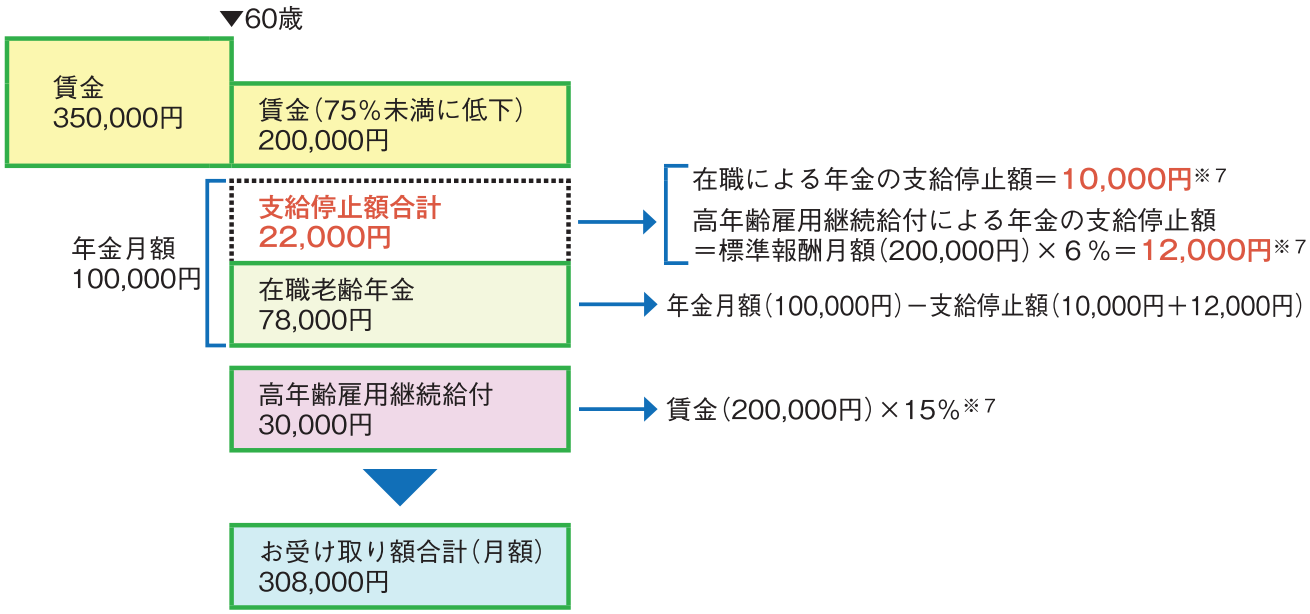
高年齢雇用継続給付と年金との調整

高年齢雇用継続給付※6とは原則、雇用保険の加入期間が５年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75％未満になった方を対象に、最高で賃金額の15％に当たる額が支払われるものです。
一方、年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けられるとき(注)は、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。
年金の支給停止額（月額）は、標準報酬月額（賃金額を一定の幅で区分した、年金等の計算の基礎となる額）の0.18％から６％に当たる額です。
（注意）初回の支給決定を受けた後に支給申請をしなかった期間を含みます。

※６　高年齢雇用継続給付……雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金
（船員保険法の高齢雇用継続基本給付金または高齢再就職給付金も同様に調整の対象となります）

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賃金額が350,000円から200,000円となった場合（賃金割合が75％未満に低下）、年金の支給停止額（月額）は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円となります。
この例では、賃金200,000円、年金78,000円、高年齢雇用継続給付30,000円を合わせて、月額308,000円のお受け取りとなります。



※７　在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賃金額等により異なります。
なお、共済組合等からも老齢厚生年金の支給がある場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の支給額に応じて割り振り算出されます。

ご不明な点は、お近くの年金事務所・街角の年金相談センターへ
日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構　検索

1711 1018 037 LK38

参考資料１

関係法令（抜粋）

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則抄

（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）

第七条の四　前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。

一　当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二　当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき。）。

２　前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

一　その月において、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二　その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

３　第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による老齢厚生年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

４　雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当す

るに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。

５　（略）

（老齢厚生年金の特例）

第八条　当分の間、六十五歳未満の者（附則第七条の三第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

一　六十歳以上であること。

二　一年以上の被保険者期間を有すること。

三　第四十二条第二号に該当すること。

第十一条の五　附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

（注）下線は当事務所が付した。

厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）

（法附則第七条の四第二項第一号に規定する政令で定める日）

第六条の四　法附則第七条の四第二項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により同法の規定による基本手当を支給しないこととされる期間に属する日とする。

２　（略）

（注）下線は当事務所が付した。

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

（定義）

第四条　この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

２　この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3　この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4、5（略）

（失業の認定）

第十五条　基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2　前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4　受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一　疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二　公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三　公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四　天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

5　失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

（支給の期間及び日数）

第二十条　基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一　次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者　当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二　基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者　基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三　基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者　基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

（以下略）

（待期）

第二十一条　基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。

（所定給付日数）

第二十二条　一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　算定基礎期間が二十年以上である受給資格者　百五十日

二　算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者　百二十日

三　算定基礎期間が十年未満である受給資格者　九十日

２　前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一　基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者　三百六十日

二　基準日において四十五歳未満である受給資格者　三百日

３　前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期

間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一　当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

二　当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間

4　一の被保険者であつた期間に関し、被保険者となつた日が第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、当該確認のあつた日の二年前の日に当該被保険者となつたものとみなして、前項の規定による算定を行うものとする。

5　次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知つていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一　その者に係る第七条の規定による届出がされていなかつたこと。

二　厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三条　特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者　次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ　二十年以上　二百四十日

ロ　十年以上二十年未満　二百十日

ハ　五年以上十年未満　百八十日

ニ　一年以上五年未満　百五十日

二　基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者　次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ　二十年以上　三百三十日
ロ　十年以上二十年未満　二百七十日
ハ　五年以上十年未満　二百四十日
ニ　一年以上五年未満　百八十日

三　基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者　次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数
イ　二十年以上　二百七十日
ロ　十年以上二十年未満　二百四十日
ハ　五年以上十年未満　百八十日
ニ　一年以上五年未満　百五十日

四　基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者　次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数
イ　二十年以上　二百四十日
ロ　十年以上二十年未満　二百十日
ハ　五年以上十年未満　百八十日
ニ　一年以上五年未満　百二十日

五　基準日において三十歳未満である特定受給資格者　次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数
イ　十年以上　百八十日
ロ　五年以上十年未満　百二十日

２　前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

一　当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二　前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七条第二項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

（給付制限）

第三十二条　受給資格者（訓練延長給付、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の

各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二　就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三　就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四　職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五　その他正当な理由があるとき。

2　受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3　（略）

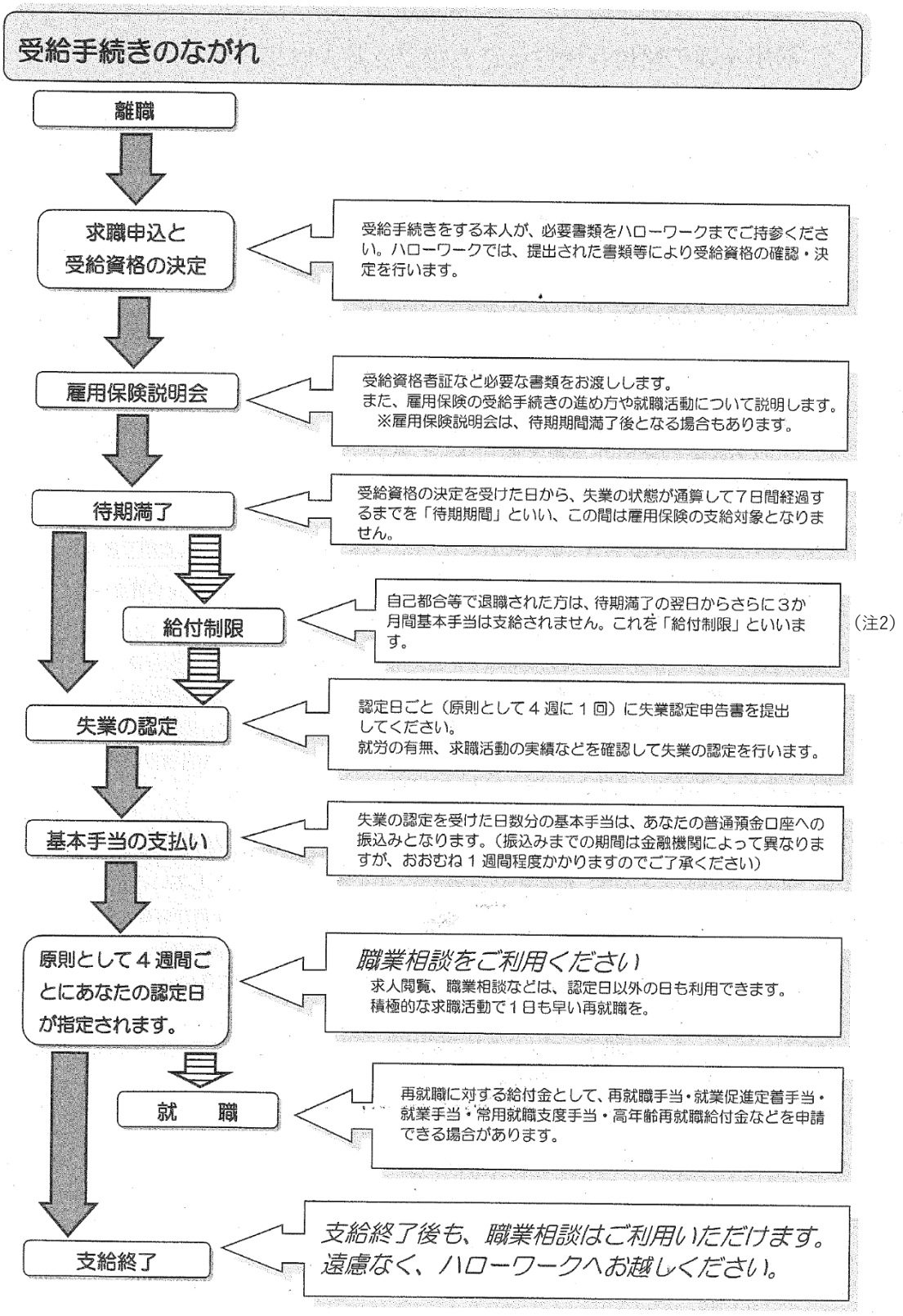
第三十三条　被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間については、この限りでない。

（以下略）

（注）下線は当事務所が付した。

参考資料２

失業給付の受給に係る手続



（注）1　「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」による。
　　2　令和2年10月1日以降に自己都合等で退職した者の給付制限期間は2か月である。